

指定病院等における不在者投票の手引

(令和7年3月)

萩市選挙管理委員会

は じ め に

- 1 この手引は、不在者投票のできる施設として指定された病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設に入院・入所中の選挙人が行う不在者投票について、その要領を説明したものです。この手引中、これらの施設等を「指定病院等」と総称しましたので、御了承ください。
- 2 投票は、投票日に、自ら投票所に行って行うのが原則です。したがって、不在者投票は、この原則に対する例外的なものですから、それだけ特に取り扱いを厳正慎重にしなければなりません。このことを念頭において、この手引を活用されますようお願いします。
- 3 この手引をはじめ、指定病院等における不在者投票に関して、御不明な点がありましたら、萩市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
- 4 この手引きのうち
「法」は、公職選挙法
「令」は、公職選挙法施行令
「規則」は、公職選挙法施行規則
「55②Ⅱ」は、第55条第2項第2号を示します。

第1 不在者投票の概要

1 不在者投票をすることができる人

萩市選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている人で、各都道府県選挙管理委員会が指定する指定病院等に入院（所）中の方で、次に該当する方（病院の職員や病人の付添人は含まれません。）が不在者投票をすることができます。

- (1) 選挙人の属する投票区の区域外にある指定病院等に入院（所）中の人で、投票日においてもまだ入院（所）中の見込みの人（歩行可能な者でもよい。）【法 48 の 2 ①Ⅱ】
- (2) 選挙当日、歩行が困難と見込まれる入院（所）中の人（選挙人の属する投票区の区域内にある指定病院等でもよい）【法 48 の 2 ①Ⅲ】

2 不在者投票のできる期間

指定病院等で不在者投票ができるのは、選挙期日の告示の日の翌日から選挙の期日（投票日）の前日まで、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

前日繰上投票が行われる投票区（大島、相島、見島第 1、見島第 2）の選挙人については前々日までです。

なお、萩市選挙管理委員会への投票用紙等の請求は、選挙期日の告示の日より前でもできます。

3 不在者投票管理者となる者

(1) 指定病院

指定病院の院長（院長が候補者となった場合、外国人である場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、院長の職務を代理すべき者）

(2) 指定老人ホーム

指定老人ホームの長（長が候補者となった場合、外国人である場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、長の職務を代理すべき者）

(3) 指定身体障害者支援施設及び指定保護施設

指定身体障害者支援施設の長及び指定保護施設の長（長が候補者となった場合、外国人である場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、長の職務を代理すべき者）

- ・ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- ・ たとえば、病院長、医師、看護又は介護職員などが、不在者投票の対象となる入院患者等に対して、その診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となります。

4 不在者投票管理者の主な仕事

不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行する。
その担当する事務の主なものは、具体的に次のとおりです。

- ・ 選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること（入院・入所者から代理請求の依頼があった場合に限る。）。
- ・ 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を、直ちに選挙人に渡すこと。
- ・ 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること（選挙人自らが請求した場合、不在者投票証明書が交付される。）。
- ・ 立会人を選び、投票に立ち会わせること。
- ・ 不在者投票記載場所を、公告すること（別記様式1）。
- ・ 不在者投票記載場所の設備をすること。
- ・ 代理投票の申請を受け、代理投票させるかどうかを決定すること。
- ・ 投票の終わった不在者投票を、萩市選挙管理委員会委員長に送致すること。

第2 不在者投票の手続き

1 投票用紙等の請求

投票用紙等を請求する方法は、「選挙人が自ら請求する場合」と「指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合」の二通りがあります。

(1) 投票用紙の請求先

萩市選挙管理委員会委員長

(2) 請求の時期

投票用紙等の請求の時期は、選挙期日の告示日前から選挙期日の前日までです。

(3) 請求に必要な文書等

次の文書等により、直接又は郵送等によって請求することになります。

ア 入院・入所中の選挙人自らが請求する場合

- ㊦ 不在者投票事由に該当する旨の宣誓書
- ㊩ 指定病院等で投票する旨の申立書
- ㊭ 船員の場合は、㊦及び㊩のほか萩市選挙管理委員会委員長が発行する選挙人名簿登録証明書

イ 病院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合

- ㊦ 投票用紙等請求書（指定病院の院長等の押印は必要ありません）（別記様式2）
- ㊩ 選挙人が船員の場合は、投票用紙等請求書及び選挙人名簿登録証明書

- ・ 入院・入所中の選挙人から病院長等への依頼に基づいて請求するのであり、病院長等が選挙人からの依頼もなしに、勝手に請求することはできません。
なお、この場合、選挙人から請求依頼書を徴するようにしてください。（別記様式3）
- ・ 病院長等が、その者の不在者投票事由の存在を認めて、投票用紙等の請求をしているので、不在者投票事由に該当する旨の宣誓書は、必要ありません。
- ・ 選挙人が、点字によって投票しようとする場合は投票用紙等請求書の備考欄に点字投票の旨を記載してください。

ウ 投票用紙の交付を受けたら

投票用紙等の交付を受けたら、種別・数量を必ず点検するとともに、紛失等のないよう管理に十分注意を払ってください。

2 投票記載所の設備

(1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、次に掲げる事項が守られるような相当な設備をしなければなりません。

① 投票の秘密を保持するため、他人が選挙人の投票を見ることができないようにすること。

② 投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止すること。

(2) 投票記載場所に、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、撤去しておくこと。

患者が持ち込んだメモ書き等がある場合も取り除いておくこと。

なお、投票記載台にも候補者の氏名等を掲示することはできませんが、萩市選挙管理委員会から送付する選挙公報などによって、候補者の氏名等の周知を図ってください。

3 不在者投票の方法

(1) 立会人の立会い

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち会わせなければなりません。立会人を立ち会わせずに行われた投票は、無効となります。

- ・ 立会人は、不在者投票管理者が選任すること。
- ・ 立会人の資格は、選挙権を有する者であればよい。
- ・ 立会人の数に制限はないが、最低1人を選ぶこと。
- ・ 立会人は、不在者投票管理者、その補助者、代理投票の補助者を兼ねることはできません。
- ・ 立会人は、投票用紙の点検から送致のための受理に至る全手続に立会します。

◆ 平成25年5月に公職選挙法が改正され、外部立会人を立ち会わせること等の努力義務規定が設けられました。

外部立会人の選任に当たっては、外部立会人選任依頼を事前に提出してください。

(2) 不在者投票をさせる前の手続き

ア 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人が本人であるかどうかを確認します

提示された投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、その選挙人に投票用紙等を返還し、萩市選挙管理委員会委員長にその投票用紙と引き換えに再交付の申請をさせたうえ、所定の不在者投票を行わせること。

イ 不在者投票証明書の点検

㊦ 入院・入所中の選挙人自らが投票用紙等の請求した場合は、必ず不在者投票証明書

の交付を受けているので、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。

- ④ 不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず、投票させることはできません。
- ⑤ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする指定病院等とが一致するかどうか確認してください。

(3) 投票するときの手続き

- ① 投票管理者は、次の順序により、厳格に投票を行わせます。
 - ア 選挙人が投票の記載場所において、投票用紙に候補者1人の氏名を記載する。
 - イ 選挙人がこれを投票用内封筒に入れて封をする（内封筒には、何も記載しない）。
 - ウ 選挙人が内封筒を、さらに投票用外封筒に入れて封をする。
 - エ 選挙人が外封筒の表面に署名（選挙人自ら氏名を記入）して、不在者投票管理者に提出する。
- ② 注意事項
 - ア 選挙人が署名を忘れないよう、十分注意を促してください。
 - イ 署名を忘れている場合、不在者投票管理者等が選挙人の氏名を記載してはいけません。
 - ウ 署名の下に押印するとか、不在者投票用封筒に印をもって封緘する必要はありません。
 - エ 点字投票があったときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用外封筒に投票用内封筒を入れる前に、点字で打たせてください。
 - オ 立会人を必ず立ち合わせなければなりません。

(4) 代理投票を希望する者がいるときの措置

- ① 代理投票のできる選挙人
心身の故障その他の事由（身体の故障があるか、又は、字の読み書きができない）のため、投票用紙に候補者の氏名等を書くことができない者
- ② 代理投票の手続き
 - ア 必ず、立会人の意見を聞いて、補助者2人（立会人と兼ねることはできません。）を定めます。
 - ※ 補助者2人は、投票事務に従事する者のうちから定めること。
 - ※ 選挙人の家族は、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認を行う投票手続には関与することはできません。補助者は、投票を記載する場所における投票手続に入る前に、必要に応じて、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について家族と事前打ち合わせを行う等、適切な対応をしてください。
 - イ 補助者2人のうち、1人を立ち合わせます。
 - ウ その立会いの下に、もう1人の補助者に、次のことをさせます。
 - a 投票記載場所において、その選挙人の指示する候補者1人の氏名を記載させる。
 - b 記載した氏名を選挙人に読み聞かせる等により確認させた上、投票用紙を投票用封筒に入れて封をさせる。

c 封筒の表面に選挙人の氏名を記載させて、直ちに提出させる。

③ 代理投票の拒否

代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票を拒否することができます。

- ・補助者2人の名前は記録しておき、代理投票の数とともに萩市選挙管理委員会に報告すること。(別記様式4)
- ・投票用外封筒等に代理記載人氏名等を記載しないこと。

(5) ベッドの上での投票

- ① 原則として、ベッドの上での不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会いがある場合に限り、ベッドの上で投票することができます。
- ② この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。
- ③ なお、ベットがある室内に候補者の氏名等が記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、前もって撤去しなければなりません。

4 候補者の氏名等の掲示等の禁止

- (1) たとえ投票する選挙人の便宜を図るためであっても、投票記載場所及びその周辺に、候補者の氏名等を掲示してはいけません。
- (2) 選挙人から候補者の氏名等を知りたい旨の申し出があったときは、受付場所等で、新聞、選挙公報等を見せることは差し支えありません。
この場合、新聞については、何日現在のものであるかを正確に伝える必要があります。

掲示しない理由等

- ・掲示方法等が法定されていないので、掲載順序、字体等が問題となり得ることがある。
- ・法定されていない氏名等を掲示したり、又は進んで候補者の氏名等を知らせることは、場合によっては選挙無効原因となる。

※(注) 選挙を管理する選挙管理委員会から告示の写しを入手し、これを見せる等の方法によるものとし、施設において独自に一覧表等を作成することは、内容に誤りがあった場合、選挙の公正を害するおそれもありますので行わないでください。

萩市選挙管理委員会のホームページに候補者情報や選挙公報を掲載していますので、併せて御確認ください。

なお、告示や選挙公報等を見せるに当たっては、当該選挙人の属する選挙区のものであるか等を複数の職員で確認する等、誤りのないようにしてください。

5 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から不在者投票用封筒を受け取った場合は次の順序により処理してください。

- (1) 不在者投票用外封筒に、投票の年月日及び場所を記載し、更に不在者投票管理者が記名

する。

- (2) 立会人に、不在者投票用外封筒に署名させる。
- (3) 不在者投票用外封筒を、他の適当な封筒に入れ、封をし、表面に投票が在中する旨を明記し、裏面に記名して印を押す。
- (4) 直ちに、その封筒を萩市選挙管理委員会委員長に送致し、又は、郵便をもって送付する。
※（注）郵送により投票用紙等を送致する場合には、レターパックもしくは速達簡易書留を使用してください。

投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れると、その投票は受理されないこととなるので、注意してください。
また、管理者と立会人が同一人のものは受理されません。

第3 不在者投票に要した経費

不在者投票に要した経費は、不在者投票を行った選挙人1人について1,073円を交付します。（例えば、市長選挙と市議会議員選挙が同日に行われる場合、1人の選挙人が市長選挙と市議会議員選挙の両方の不在者投票を行った場合と1つの選挙のみの不在者投票を行った場合、どちらの場合も1人について、1,073円を交付します。）

※返却・未投票の場合は対象外です。

- (1) 市長・市議会議員の選挙にかかるものについては、「請求書」（別記様式5）と「実績報告書」（別記様式5別紙）により、速やかに、萩市に請求して下さい。
- (2) 経費は、選挙終了後不在者投票の数の確認を行った上、それぞれの不在者投票管理者へ交付します。
- (3) 請求等についての問い合わせ先
萩市選挙管理委員会事務局
〒758-8555 萩市大字江向510番地 萩市総合福祉センター3階
電話 (0838) 25-2912（直通）